

平成30年度

「介護福祉士修学資金・社会福祉士修学資金貸付制度」  
申込みのしおり  
(募集要項)

## Ⅱ 目次 Ⅱ

介護福祉士・社会福祉士修学資金貸付制度について ……	P 1
申込みから返還免除までの流れ ……	P 2
Q & A ……	P 3
募集要項 ……	P 5
申請様式等 ……	P 9

## ■貸付制度の目的

介護福祉士指定養成施設又は社会福祉士指定養成施設に在学し、介護福祉士又は社会福祉士の資格取得後に茨城県内の社会福祉施設等において介護福祉士等の業務に従事しようとする方に修学資金を貸し付けることで、県内の社会福祉施設等に勤務する質の高い介護福祉士等の養成及び確保に資することを目的とします。

## ■平成30年度申請受付期間

平成30年6月1日(金)から7月2日(月)まで(県社協必着)

## ■貸付対象者

養成施設等に在学し、卒業後1年以内に介護福祉士又は社会福祉士の資格登録をし、茨城県内の社会福祉施設等で介護等の業務に従事する意思を持ち、成績優秀で家庭の経済状況等から貸付を必要とする次の(1)から(3)のいずれかに該当する方。

- (1) 茨城県内に住民登録している方
- (2) 茨城県内の介護福祉士養成施設又は社会福祉士養成施設に在学する方
- (3) 養成施設の学生となった年度の前年度茨城県内に住民登録をしていて、かつ介護福祉士又は社会福祉士の養成施設に修学するために茨城県外に転居した方

## ■貸付額

- 修学資金 月額5万円以内
- 入学準備金 20万円以内
- 就職準備金 20万円以内
- 国家試験対策費用 4万円以内 **(介護福祉士修学資金貸付者のみ)**

社会福祉士修学資金貸付者は対象外

※生活費加算制度あり

## ■交付について

- 申請後、書類等の審査を経て貸付決定された方には貸付制度説明会に参加し、貸付契約を締結していただきます。
- 貸付契約締結後、申請者本人名義の金融機関口座(ゆうちょ銀行は除く)に貸付金を振り込みます。
- 原則として、貸付金は年に4回(6月・9月・12月・3月)振込みます。但し、初回は貸付契約締結後の振込みとなります。

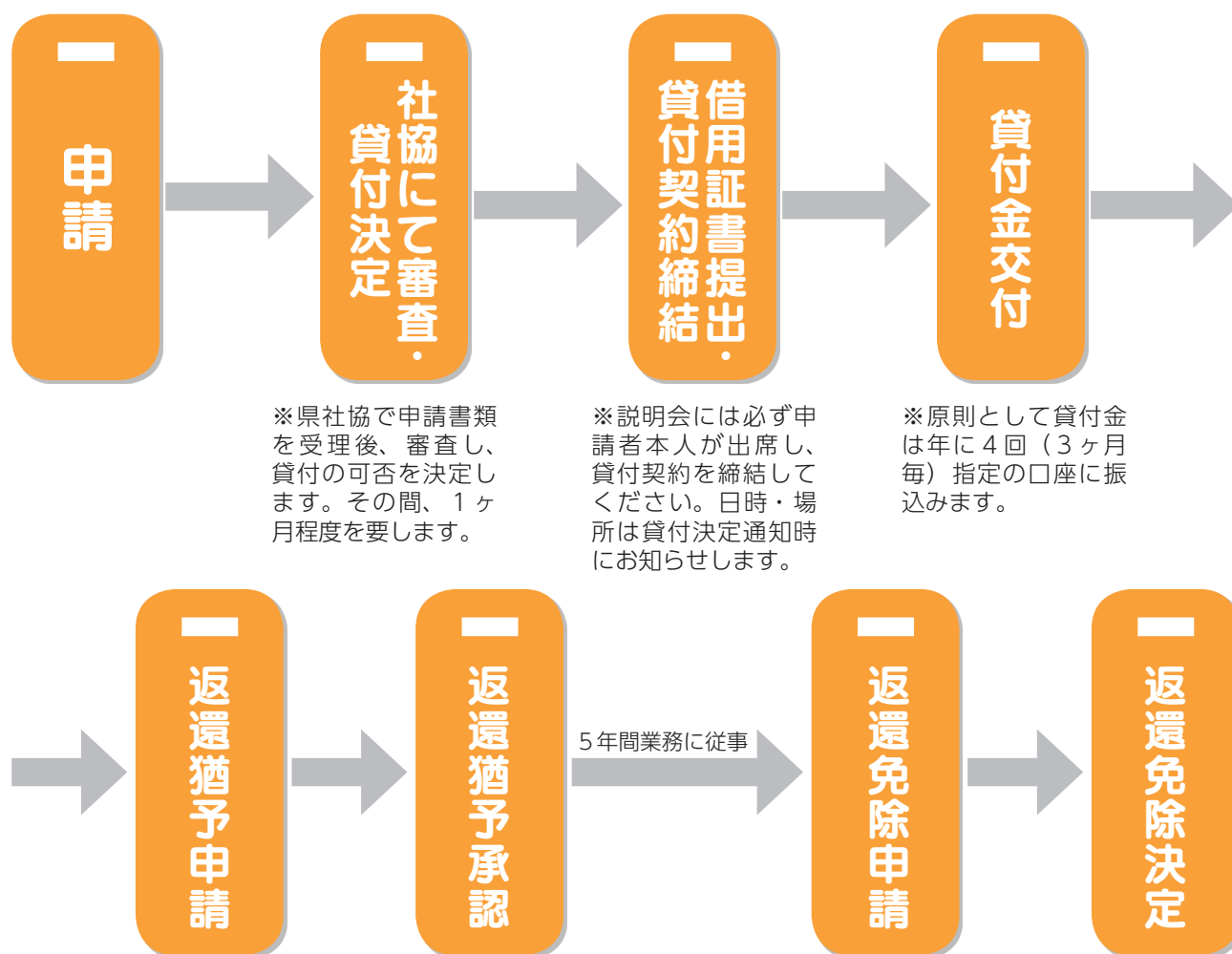
## ■各種手続き

- 連帯保証人が1名必要です
- その他必要に応じて必要書類の提出をお願いする場合があります

## ■返還免除について

- 養成施設卒業後1年以内に資格登録のうえ、茨城県内の社会福祉施設等において介護福祉士又は社会福祉士としての業務に5年間従事した場合は貸付金の全額が返還免除となります。  
※県内の過疎地域又は中高年離職者の特例あり

## 申請から返還免除になるまでの流れ



※氏名変更や転居・転職等の変更事項が生じた場合や、返還猶予事由・返還免除事由に該当する場合には、速やかに届出・手続きを行ってください。

## Q&A

**Q 貸付期間中に学校を留年してしまったらどうなりますか？**

**A** 学業成績不良による留年の場合は貸付契約の解除となり、貸付金を返還していただきます。ただし、やむを得ない事情がある場合にはご相談下さい。

**Q 貸付金を返還することになった場合、いつまでに返還すれば良いですか？**

**A** 返還期間は、貸付を受けた期間の2倍に相当する期間内となります。例えば、2年間貸付を受けた場合は、返還決定後4年以内に貸付金の全額を返還していただきます。

**Q 生活費加算制度とはどのような人が対象になりますか？**

**A** 貸付申請時に生活保護受給世帯（これに準ずる経済状況にある世帯も含む）の方は、生活費の一部として貸付費用を加算することができます。加算額は貸付申請時の年齢及び居住地により異なります。貸付決定後、貸付期間中に加算額の変更はできません。  
※生活費加算を付帯する場合は生活保護の廃止または世帯分離が必要です。

**Q 入学準備金・就職準備金はいつ振込みされますか？**

**A** 入学準備金は初回の送金時に修学資金と合わせて交付します。また、就職準備金は最終回の送金時に修学資金と合わせて交付します。なお、国家試験受験対策費については、年度の第1回目送金時に交付します。

**Q 働きながら養成施設に在学していますが、就職準備金は申請できますか？**

**A** 就業中の方は、就職準備金の貸付対象外となりますので申請はできません。

**平成 30 年度**

**介護福祉士修学資金・社会福祉士修学資金  
貸付申請者募集要項**

# 平成 30 年度 介護福祉士修学資金・社会福祉士修学資金 貸付申請者募集要項

茨城県内の介護福祉士及び社会福祉士の確保を図り、福祉の増進に資するため、介護福祉士又は社会福祉士養成施設（以下「養成施設等」という）の在籍者を対象に修学資金を貸付ける制度です。

平成 30 年度の介護福祉士修学資金等の貸付けを申請する方を次のとおり募集します。

## 1 募集期間 平成30年6月1日(金)から7月2日(月)必着

※上記募集期間は養成施設等から茨城県社会福祉協議会（以下「県社協」という）への申請書類提出期間です。

※申請者は、在籍する各養成施設等を通して提出してください。

※養成施設等によって受付の窓口、期間等が異なりますので、必ずご確認ください。

## 2 貸付対象者

養成施設等に在学（平成 30 年度入学又は平成 30 年 4 月 1 日現在在学中）し、卒業後 1 年以内に介護福祉士又は社会福祉士の資格登録し、茨城県内の社会福祉施設等で介護等の業務に従事する意思を持ち、成績優秀で家庭の経済状況等から貸付を必要とする次の（1）から（3）のいずれかに該当する方。

- （1）茨城県内に住民登録している方（県外の養成施設等に在学中でも貸付の対象となります）
- （2）茨城県内の介護福祉士養成施設又は社会福祉士養成施設に在学する方
- （3）養成施設の学生となった年度の前年度茨城県内に住民登録していて、かつ介護福祉士又は社会福祉士の養成施設に修学するために茨城県外に転居した方

## 3 貸付金額、貸付期間等

### （1）介護福祉士修学資金

修学資金 月額 5 万円以内（貸付期間は正規の修学期間）

入学準備金 20 万円以内（初回の貸付時）

就職準備金 20 万円以内（最終回の貸付時）

国家試験受験対策費用 4 万円以内（平成 30 年度以降卒業する方を対象に年度あたり 1 回）

※生活費加算制度あり

### （2）社会福祉士修学資金

修学資金 月額 5 万円以内（貸付期間は正規の修学期間）

入学準備金 20 万円以内（初回の貸付時）

就職準備金 20 万円以内（最終回の貸付時）

※生活費加算制度あり

※短期養成施設等に在学の場合は、初回又は最終回いずれかの貸付となります

## 4 申請方法

申請は、必ず養成施設を通して行って下さい。

- (1) 申請をしようとする方は、各自の状況に応じて下表「申請に必要な書類」1から5に掲げた必要な書類を揃えて養成施設等に提出してください。
- (2) 養成施設等において、申請者に係る下表6の「推薦書」(第4号様式)及び7の「直近の学業成績証明書」を作成し、申請者から提出された(1)の書類とあわせて募集期間内に県社協へ提出してください。

	番号	提出書類	様式等	留意事項等
申請者が準備	1	修学資金貸付申請書	第1号様式	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護福祉士修学資金又は社会福祉士修学資金の貸付希望者が自筆で作成</li> <li>・連帯保証人が1名必要。申請書には連帯保証人が自筆で記入し、実印で押印。連帯保証人の所得証明書類、印鑑登録証明書(3ヶ月以内に発行されたもの)を添付してください。</li> <li>※連帯保証人の要件               <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 独立の生計を営む成年</li> <li>イ 申請者が未成年の場合は法定代理人</li> </ul> </li> </ul>
	2	住民票	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・世帯全員の住民票謄本(3ヶ月以内に発行された世帯主・続柄記載のあるもの)</li> <li>※マイナンバー及び本籍地の記載は不要</li> </ul>
	3	課税証明書等	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直近の市町村県民税課税証明書(3ヶ月以内に発行された所得の種類・額、市町村県民税状況、扶養親族の数、各種控除が明示された個人用のもの)</li> <li>・住民票に記載のある18歳以上の者全員分を提出してください。</li> </ul>
	4	離職して2年以内であることを証明する書類(離職証明書等)	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中高年離職者(45歳以上かつ離職後2年以内の方)が対象</li> </ul>
	5	生活保護受給者証明書等	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活費加算制度利用については、居住地の福祉事務所長等が発行する生活保護受給者証明書及び修学資金の貸付けによる自立助長の効果に関する意見書(生活費加算と生活保護は同時に受けることはできません。)</li> <li>※その他個別状況に応じ、必要となる書類があります。</li> </ul>
養成施設等が作成	6	推薦書	第4号様式	<ul style="list-style-type: none"> <li>・養成施設等において作成してください。</li> </ul>
	7	直近の学業成績証明書	在学する養成施設等の学業成績証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・養成施設等において作成してください。</li> <li>・在学中の養成施設等の成績証明書がない場合は、直近に卒業した高等学校等の成績証明書(卒業後の年数が経過し成績証明書の提出ができない場合は、その旨を記載した理由書(様式不問)及び卒業證書の写しを提出してください。)</li> </ul>



## 5 貸付の決定

- (1) 提出された申請書類等を茨城県社会福祉協議会（以下「県社協」という）で審査のうえ、修学資金貸付の適否を決定し、結果をお知らせします。
- (2) 貸付決定通知とともに、修学資金等借用証書（以下「借用証書」という）、振込口座申込書等の書類を郵送しますので、定められた期間に県社協へ提出してください。  
**※借用証書には申請者本人の署名・押印（実印、印鑑登録証明書が必要）が必要です。また、貸付金を送金するため申請者名義の金融機関口座（ゆうちょ銀行は除く）が必要です。**
- (3) 借用証書の提出をもって貸付契約が締結されます。貸付契約及び貸付制度に係る説明会を実施しますので、必ず参加してください。

## 6 貸付金の交付

- (1) 貸付契約締結後、指定された口座に貸付金を交付します。
- (2) 貸付金は年4回交付します。  
(4～6月分→6月末交付、7～9月分→9月末交付、  
10～12月分→12月末交付、1～3月分→3月末交付)  
※但し、初回は4月～9月分を9月末に交付します。

## 7 貸付金の返還について

修学資金は、返還の免除事由に該当する場合を除いて、貸付期間の2倍に相当する期間内に月賦・半年賦又は一括払の方法により返還してください。

なお、返還期間内に返還できない場合は、年5.0%の延滞利子が発生します。

## 8 貸付金の返還免除

修学資金の貸付を受けた人は、養成施設等を卒業した日から1年以内に介護福祉士又は社会福祉士の資格登録を行い茨城県内の社会福祉施設等において介護福祉士又は社会福祉士としての業務に引き続き5年間（県内の過疎地域又は中高年離職者（養成施設等入学時に45歳以上で離職して2年以内の者）が業務に従事した場合は3年間）業務に従事した場合、修学資金の返還は免除となります。

### < 県内の過疎地域 >

大子町、常陸太田市のうち旧里美村・旧水府村・旧金砂郷町にあたる地域、  
常陸大宮市のうち旧山方町・旧美和村・旧緒川村・旧御前山村にあたる地域、  
城里町のうち旧七会村にあたる地域

# 様式集

## ～介護福祉士・社会福祉士 修学資金貸付制度～

### 目次

申込書類記入上の注意

---

申請書 **記入例**

---

チェックリスト

---

申請書

---

推薦書

---

辞退届

---

借用証書 **見本**

---

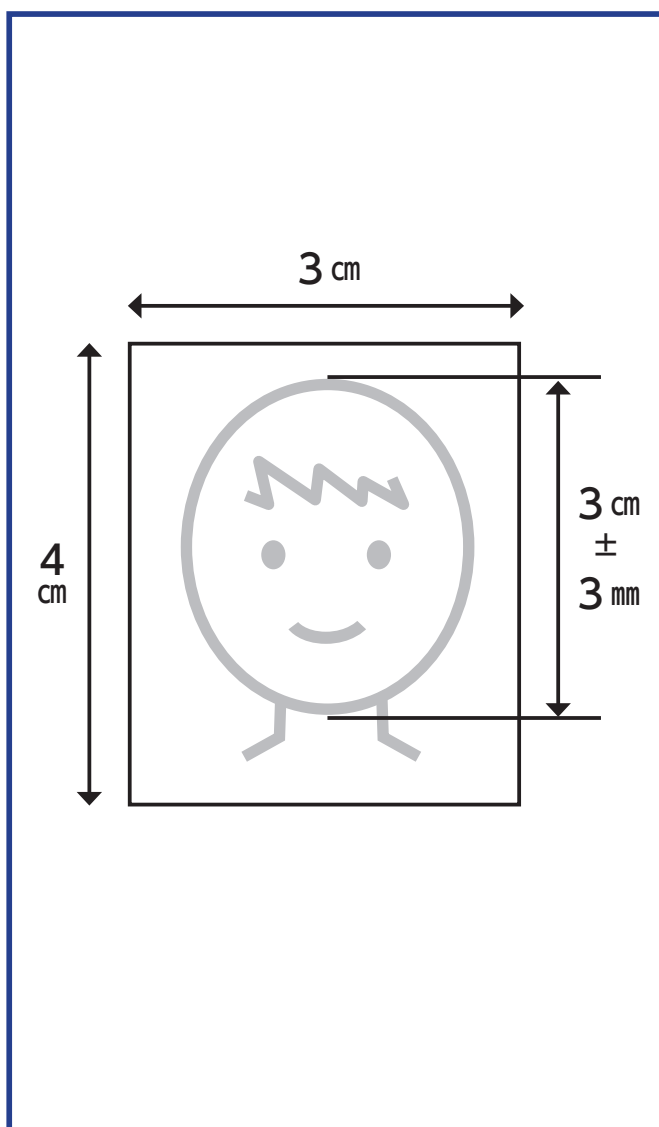
振込口座申込書 **見本**

---

## ※申込書類記入上の注意

- 1 文字を訂正する際は、修正液等は使用せず、訂正箇所を二重線で消して訂正印を押し、書き直して下さい。
- 2 申込書類に事実と異なる記入や記入漏れがあった場合は、貸付の可否を決定することができませんので、ご注意下さい。
- 3 貸付申請書の「連帯保証人記入欄」は、必ず連帯保証人による署名捺印をお願いします。貸付決定後に提出していただく「借用証書」の、連帯保証人記入欄の筆跡と照合させていただきます。連帯保証人以外の方の署名では、貸付の可否を決定することができませんので、ご注意下さい。また、文字を訂正する際は、修正液等は使用せず、訂正箇所を二重線で消して、連帯保証人の実印を押し、書き直して下さい。

## ※申請書に貼付する写真についての注意事項



### <申請書に貼付する証明写真>

- 1 縁なしで、サイズはタテ 4 センチメートル、ヨコ 3 センチメートル、頭頂部からあごの先までの顔のサイズが 3 センチメートル（± 3 ミリメートル）
- 2 申請者本人のみが撮影されたもの
- 3 提出の日付前 6 月以内に撮影されたもの
- 4 正面向きで、無帽、無背景、影無しのもの

※次のアからエに該当する不適当な写真は受理できません。

- ア 毛髪が顔を覆っていたり、マスク・サングラス等で顔の一部が隠れているもの
- イ 目元がはっきりしないもの（光が写り込んでいる、眼鏡のフレームがひっかかっている、濃い色の眼鏡・カラーコンタクトを装着等）
- ウ 不鮮明なもの、傷がついているもの、画像の加工処理をしているもの
- エ 平常時の相貌と著しく異なるもの

# 記入例

第1号様式

## 介護福祉士記載例

記載した内容を訂正する場合は修正部分に二重線を引き訂正印を押して下さい。※修正液使用不可

### 修学資金貸付申請書

申請書記入日

(申請日) 平成 30年 6月 日

社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会 様

私は、茨城県介護福祉士修学資金等貸付規程に基づき、本修学資金の貸付けを受けたいので、関係書類を添えて申請します。

#### 【申請者記入欄】

貸付希望 修学資金種別	<input type="checkbox"/> 社会福祉士 <input checked="" type="checkbox"/> 介護福祉士	※貸付番号及び貸付開始年月	
申請者氏名	7777 ハナコ 福祉 花子	性 別	男・女 (写 真) 縦 4 cm×横 3 cm
生 年 月 日	昭和・平成 12 年 月 日	年 齢	18 歳 申請日現在の年齢
申請者住所	〒310-8586 水戸市千波町〇〇	電 話 番 号	029 (350) 8366
養成施設等の名称	学校法人〇〇学園 〇〇医療福祉専門学校	入 学	平成30年 4月 1日
学部・学科・課程・コース名	▲医療福祉学科 (第1学年)	修業年限	2年 簡月
卒業後の就労先	茨城県内の特別養老ホーム	卒業予定	平成32年 3月 (希望・内定)
貸付申請期間	2018年 4月 から 2020年 3月 まで (24 簡月)	① 修学資金 月額	50,000円×24 簡月分=1,200,000円 (月額50,000円以内)
申請金額	② 入学準備金 (200,000円以内) ③ 就職準備金 (200,000円以内) ④ 国家試験受験対策費 (80,000円) (1年度当たり40,000円以内) ⑤ 生活費加算 月額 円× 簡月分= 円	総 額 (①+②+③+④+⑤)	1,680,000 円
返還時期	2020年 4月 から 2024年 3月 まで	返還方法	月賦・半年賦・一括
返還方法	<input type="checkbox"/> 申請中の公的給付・貸付又は修学資金等申請借用状況	<input checked="" type="checkbox"/> 申請中又は借用中の場合、借付又は修学資金等申請借用状況	なし

使用中の場合は、それを証明できる書類を添付して下さい。

【例】 日本学生支援機構  
奨学生証のコピー

年号	年 月	学歴・職歴・免許・賞罰など種類別にまとめて書くこと。			
平成 30	3	茨城県立〇〇高等学校 卒業			
平成 30	4	学校法人〇〇学園 〇〇医療福祉専門学校 入学			
平成 32	3	学校法人〇〇学園 〇〇医療福祉専門学校 卒業見込			
平成 30	4	普通自動車第一種免許 取得			
免 許		直近の課税証明書(市民税・県民税の課税証明書等)の課税額を記載して下さい。			
申請者の続柄	氏 名	年齢	同居・別居	勤務先・学校等	29年度課税額
本人	福祉 花子	18	同居・別居	学校法人〇〇学園	0円
父	福祉 父男	46	同居・別居	〇〇株式会社	185,500円
母	福祉 母美	44	同居・別居	特別養老ホーム	64,500円
兄	福祉 太郎	19	同居・別居	〇〇大学	0円
弟	福祉 次郎	14	同居・別居	水戸市立〇〇中学校	0円

#### 【連帯保証人記入欄】

上記の申請に対し、修学資金保証人として連帯して修学資金の債務を負担します。

また、私は記入した個人印鑑を証明する範囲で利用することに同意します。

フリガナ	フクシ チチオ	実印	申請者との関係
氏 名	福祉 父男	印	父
生年月日	昭和・平成 47 年 月 日	年齢	46 歳
住 所	〒310-8586 水戸市千波町〇〇	電話番号	029 (350) 8366
勤務先等	〇〇株式会社 水戸営業所	連帯保証人の所得証明書の給与収入(年金等含む)の金額を記入して下さい。	〒310-8586 水戸市千波町〇〇
年取(税込額)	4,822,505 円	雇用形態	<input type="checkbox"/> 正規 <input type="checkbox"/> パート <input type="checkbox"/> その他

※連帯保証人の直近の所得を証明する書類、印鑑登録証明書を添付すること

※提出書類と一緒に本チェックリストも提出してください。

## 平成30年度介護福祉士・社会福祉士修学資金貸付申請チェックリスト

養成校等（学校）名

氏名

### 【記載内容確認チェック】

内容		チェック	備考
1	第1号様式 【申請者記載欄】	すべて記入した	申請者 直筆 のこと
2		押印した（認印）	
3		期間と申請金額は正しい	
4		申請者氏名を記載した（右上）	
5		家族の状況等を記載した	
6	第1号様式 【連帯保証人記載欄】	連帯保証人は法定代理人である	該当者のみ
7		すべて記入した	連帯保証人 直筆のこと
8		実印を押印した	

注）直筆できない理由がある場合は、茨城県社会福祉協議会までご相談ください。

### 【提出書類チェック】

内容		チェック	備考
1	第1号様式（修学資金貸付申請書）	<input type="checkbox"/>	
2	第4号様式（推薦書）	<input type="checkbox"/>	
3	直近の学業成績証明書	<input type="checkbox"/>	
4	申請者と申請者の生計を支える世帯全員の住民票 （世帯主・続柄の記載があるもの）	<input type="checkbox"/>	※1
5	連帯保証人の所得証明書、印鑑登録証明書	<input type="checkbox"/>	
6	申請者と申請者の生計を支える世帯全員の直近の市町村県民税課税証明書 （生活保護受給の場合は生活保護受給証）	<input type="checkbox"/>	※2
7	「他の貸付金等の借受の状況」が“有”の場合は、それが確認できる書類	<input type="checkbox"/>	該当者のみ
8	離職して2年以内であることが確認できる書類 （中高年離職者として申請する場合）	<input type="checkbox"/>	該当者のみ ※3

※1 住民票はマイナンバー、本籍地の記載のないものを提出してください。

※2 非課税証明書でも全員分提出してください。

※3 中高年離職者とは、入学時に45歳以上の者であって、離職して2年以内の方をいいます。

### 【その他】

- ・茨城県社会福祉協議会では、申請書類が全て整っている場合に、その記載内容の確認及び審査を行い、貸付の可否について決定します。
- ・申請書類を確認した結果、必要に応じて追加書類の提出を求められることがあります。

## 修学資金貸付申請書

(申請日)平成 年 月 日

社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会長 様

私は、社会福祉法人茨城県社会福祉協議会介護福祉士修学資金等貸付規程に基づき、本修学資金の貸付けを受けたいので、関係書類を添えて申請します。

**【申請者記入欄】**

貸付希望 修学金種別	<input type="checkbox"/> 社会福祉士 <input type="checkbox"/> 介護福祉士	※貸付番号及び貸付開始年月		(写 真) 縦 4 cm×横 3 cm
(フリガナ) 申請者氏名		性 別	年 月 日 男 ・ 女	
生年月日	昭和・平成 年 月 日	年齢	歳	
申請者住所	〒 ー 電話番号 ( )			
養成施設等の名称	入学	年 月 日		
学部・学科・ 課程・コース名	(第 学年)	修業年限	年 箇月	卒業予定
卒業後の就労先	(希望・内定)			
貸付申請期間	年 月 日から 年 月 日まで ( 箇月)			
申請金額	①修学資金 月額 円× 箇月分= (月額50,000円以内) 計 ( 円)			
	②入学準備金 ( 円)(200,000円以内) ③就職準備金 ( 円)(200,000円以内) ④国家試験受験対策費 ( 円)(1年度当たり40,000円以内) ※ただし介護福祉士修学資金申請者のみ対象			
	総額 (①+②+③+④) 円			
返還時期	年 月 から 年 月 まで			
返還方法	月賦 ・ 半年賦 ・ 一括			
他の公的給付・貸付又は修学資金等申請借用状況	<input type="checkbox"/> 申請中 ※ 申請中又は借用中の場合、修学資金の名称 <input type="checkbox"/> 借用中 <input type="checkbox"/> なし .....			

申請者の履歴・賞罰等	年号	年	月	学歴・職歴・免許・賞罰など種類別にまとめて書くこと。						
申請者の家族の状況	続柄	氏 名		年齢	同居・別居	勤務先・学校等	平成	年度課税額		
	本人				<input type="checkbox"/> 同居・別居			円		
					<input type="checkbox"/> 同居・別居			円		
					<input type="checkbox"/> 同居・別居			円		
					<input type="checkbox"/> 同居・別居			円		
					<input type="checkbox"/> 同居・別居			円		

**【連帯保証人記入欄】**

上記の申請に対し、修学資金の貸付が決定された場合は、保証人として連帯して修学資金等の債務を負担します。

また、私は記入した個人情報については、本制度に必要な範囲で利用することに同意します。

連帯保証人	フリガナ		実印	男・女	申請者との関係	
	氏 名					
	生年月日		昭和・平成 年 月 日	年齢	歳	
	住 所		〒 ー 電話番号 ( )			
	勤務先等	名 称				
		所在地		〒 ー 電話番号 ( )		
年収(税込額)		円	雇用形態	<input type="checkbox"/> 正規 <input type="checkbox"/> パート <input type="checkbox"/> その他		

# 推薦書

平成 年 月 日

社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会長 様

養成施設等の所在地

電話 ( )

養成施設等の名称

養成施設等の長の職及び氏名

印

下記の者は、介護福祉士修学資金等の貸付けを受ける者として適当であると認められるので推薦いたします。

種別	介護福祉士 ・ 社会福祉士
課程名	
入学年月日	平成 年 月 日
卒業（修了）予定年月日	平成 年 月 日
学年	第 学年
氏名	
他奨学金・修学資金等 申請・借用の有無	無 ・ 有 申請書のとおり確認しました。 ※有りの場合 (奨・修学資金名 )
所見 (人物・成績等)	
推薦理由	
推薦順位	位 / 人中

## 修学資金等辞退届

平成 年 月 日

社会福祉法人茨城県社会福祉協議会長 様

〒  
借受人 住所  
(電話 )  
氏名 印

下記のとおり修学資金等の貸付を辞退したいので、届け出ます。

記

貸付番号	
辞退年月日	平成 年 月 日
辞退する理由	



※貸付契約に使用します。(貸付の決定通知書と一緒に郵送します。)

第9号様式

見本

収入印紙  
貼付

## 修学資金等借用証書

平成 年 月 日

社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会長 様

貸付番号	—		
養成施設等名			
借受人の住所	〒 -		
フリガナ		実印	生年月日
借受人氏名			年 月 日 ( 歳)

私は、借受人として次のとおり修学資金の貸付けを受けます。この資金は、社会福祉法人茨城県社会福祉協議会の指示に従い返還いたします。

修学資金	円 (月額 円)		
借用期間	平成 年 月から 平成 年 月 までの 箇月		
入学準備金	円		
就職準備金	円		
国家試験受験対策費用	円		
生活費加算	円		
借用金額合計	円		
返還方法	月賦 ・ 半年賦 ・ 一括		

連帯保証人 住 所 〒

借受人との関係

氏 名

印

私は、借受人に上記のとおり履行させるとともに、万一借受人が履行しない場合は、その債務を負担いたします。

法定代理人 住 所 〒

借受人との関係

氏 名

印

※借受人、連帯保証人とも全て実印で押印してください。

※貸付契約に使用します。(貸付の決定通知書と一緒に郵送します。)

見本

様式第3号

### 介護福祉士修学資金等振込口座申込(変更)書

平成 年 月 日

社会福祉法人茨城県社会福祉協議会長 様

貸付番号			
申出の事由	1:新規 2:口座の変更 3:その他( )		
住所	〒 -		
フリガナ	生年月日		
氏名	印	昭和・平成 年 月 日	(満 歳)

私は、次のとおり介護福祉士修学資金等の振込口座を申し出(変更を申し出)ます。

振込先	金融機関等の名称	(金融機関等の名称)				(支店名称)			
	口座の種類	1:普通預金		2:当座預金					
口座番号									
口座名義	(フリガナ)								

#### ※注意事項

- 1 口座は貸付申請者本人名義のものとしてください。
- 2 ゆうちょ銀行は指定できません。ゆうちょ銀行以外の金融機関を指定してください。
- 3 口座番号左詰で記入してください。
- 4 申し出た口座の金融機関の通帳の写し(名義人か、口座番号、金融機関コード、店番号(3桁)がわかる部分)を添付してください。



## お問い合わせ

# 社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会 福祉人材・研修部(人材自立育成担当)

〒310-8586

茨城県水戸市千波町 1918 番地

茨城県総合福祉会館 3 階

社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会内

TEL 029-350-8366

FAX 029-244-4652

(平日午前 9 時から 12 時、午後 1 時から 5 時まで)

※土日・祝及び年末年始は休みです。

## アクセス

- **バス** ……JR 水戸駅北口 6 番乗り場から、関東鉄道バス【石岡・銚田・小川・平須・県自動車学校・奥ノ谷坂上・県庁バスターミナル・水戸医療センター・植物公園・市立競技場】行きの「総合福祉会館前」下車 (乗車時間 約 20 分)。



- **車** ……常磐自動車道水戸 IC から国道 50 号バイパスを大洗方面へ約 10km。または、北関東自動車道水戸南 IC から国道 50 号バイパスを笠間方面へ約 7km。



## ホームページ

<http://www.ibaraki-welfare.or.jp/>



茨城県社会福祉協議会 介護福祉士修学資金貸付

検索

茨城県社会福祉協議会 社会福祉士修学資金貸付

検索